

# 新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

## 相談からPCR検査まで

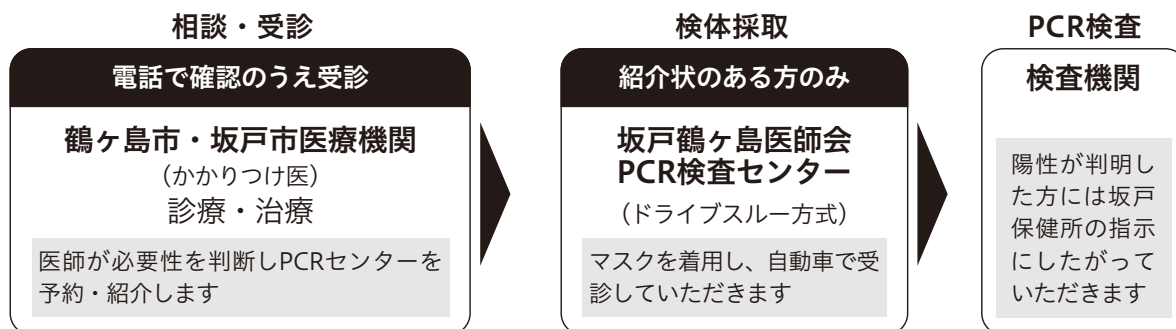
**相談の目安** 以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談してください。

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合

②重症化しやすい方(※)で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状のある場合

※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPDほか)などの基礎疾患のある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方

③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合



## 総合的な相談窓口(24時間対応)

■埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター ☎0570・783・770 FAX 048・830・4808

■外国人向け相談ホットライン(埼玉県国際交流協会) ☎048・711・3025

## 海外渡航歴および濃厚接触がある方の相談窓口

■帰国者・接触者相談センター(坂戸保健所) ☎283・7815 FAX 284・2268

## ひとり親世帯臨時特別給付金

**問合先** こども支援課子育て支援担当

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てに対する負担の増加や収入の減少など、特に大きな困難が心身などに生じているひとり親世帯などに対し、臨時特別給付金を給付します。

### 対象者

①令和2年6月分の児童扶養手当を受給した方

②令和2年6月分の児童扶養手当が、公的年金などの受給により全部停止となっている方

※ 申請していれば②に該当したと思われる方も含む

③新型コロナウイルスの影響で所得が低下したひとり親の方

|      |       | 対象者①                       | 対象者②      | 対象者③ |
|------|-------|----------------------------|-----------|------|
| 基本給付 | 給 付 額 | 1世帯5万円、<br>第2子以降1人につき3万円加算 |           |      |
|      | 申 請   | 不要                         | 要         |      |
|      | 給付時期  | 8月中                        | 可能な限り速やかに |      |
| 追加給付 | 給 付 額 | 収入が減少した場合5万円               |           | 対象外  |
|      | 申 請   | 要                          |           |      |
|      | 給付時期  | 可能な限り速やかに                  |           |      |

### 申請方法

対象者①の方には制度の案内などを児童扶養手当の現況届にあわせて送付します。対象者②、③の方は、市ホームページで受給資格を確認の上、申請してください。

※ 新型コロナウイルスの影響による所得の低下には基準があります。市ホームページで確認してください

## 特別定額給付金の申請期限が迫っています

**問合先** 特別定額給付金コールセンター ☎227・3565

新型コロナウイルス感染症に伴う国の緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を支給する「特別定額給付金」の申請期限は8月17日(月)(消印有効)です。まだ申請が済んでいない方で、希望する方は申請してください(1世帯1回限り)。申請期限を過ぎると支給できません。

申請書は、4月27日時点で鶴ヶ島市住民基本台帳に登録されている世帯主あてに5月15日に郵送しています。

申請書が届いていない場合は、コールセンターまでご連絡ください。

## 女性センター(一部)、市民活動推進センターを開放します

**問合先** 各施設

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、令和3年3月まで職員の臨時的執務場所として利用する予定でしたが、次のとおり、順次開放します。利用予約などの詳細は、お問い合わせください。

○女性センター(☎287・4755)

8月1日～(ホール、第1・第2講習室以外)

○市民活動推進センター(☎272・5600)

7月20日～(当面の間、個人の学習などの利用は不可)